

新 旧 対 照 表

現 行	改 定 案
<p style="text-align: center;">広島市要介護認定等情報提供制度要綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第5条 前条による申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、要介護認定等資料提供申出書(本人同意書)(別記様式。以下単に「申出書」という。)の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、本人同意欄に申出者との続柄を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。</p> <p>2 申出者は、前項の記載を行い本人の署名を受けた申出書を、本人が住所を有する区<u>の健康長寿課長(東区にあっては、福祉課長(以下「健康長寿課長等」という。))</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものを提示しなければならない。</p> <p>(資料の提供)</p> <p>第6条 前条による申出を受けた<u>健康長寿課長等</u>は、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧させ、又は写しを交付するものとする。</p> <p>2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">広島市要介護認定等情報提供制度要綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第5条 前条による申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、要介護認定等資料提供申出書(本人同意書)(別記様式。以下単に「申出書」という。)の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、本人同意欄に申出者との続柄を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。</p> <p>2 申出者は、前項の記載を行い本人の署名を受けた申出書を、本人が住所を有する区<u>の福祉課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものを提示しなければならない。</p> <p>(資料の提供)</p> <p>第6条 前条による申出を受けた<u>福祉課長</u>は、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧させ、又は写しを交付するものとする。</p> <p>2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。</p>

3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、広島市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

4 資料の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、無料とする。

(略)

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、広島市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

4 資料の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、無料とする。

(略)

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。